



守れていますか？ ペットの飼育マナー

【詳細】市民生活課生活衛生係 ☎ 381-1094

マナー違反に苦情あり

「自宅の敷地に犬のふんを放置されて困っています」「犬を放したり、長いリードを使って散歩している飼い主を見かけて怖いです」という苦情が寄せられています。

散歩中や外飼いの犬は鎖やリードで繋ぎ、周囲の人や犬自身の安全を確保しなければなりません。散歩の際は必ず2m以内のリードを付けましょう。

また、ふん尿の処理は飼い主が責任を持ち行ってください。散歩の前に自宅用を足すことを心掛け、公共の場所や他人の家の前では排せつさ

せないようにしましょう。外で排せつした場合は、臭いや汚れを落とし、ふんは必ず持ち帰るようにしましょう。

猫の飼育は室内で

疾病感染や不慮の事故を防止し、健康と安全を保持するため、猫は室内飼育が適切とされています。

人も動物も暮らやすく

飼育マナーを守らない行為は近隣の方のペットへの印象を悪くし、ほかの飼い主にも迷惑をかけることにつながります。人も動物も、楽しく暮らせる環境を作るよう心掛きましょう。

犬を飼ったら登録を！

新しく犬を飼ったときや他市町村から犬を連れて転入してきたときは登録が必要です。

●新しく犬を飼うとき

対象：生後91日以上の犬
登録手数料：3,000円
登録場所：市民生活課（市役所本庁舎西棟2階）、市内動物病院

●転入してきたとき

江別市に転入した方で他市町村で登録が済んでいる場合は転入手続きが必要です
届出場所：市民生活課
必要なもの：他市町村での登録が確認できるもの

義務です！ 狂犬病予防注射

1年に1回予防注射が義務付けられています。飼い主の方は動物病院または市の集合注射で必ず予防注射を受けさせましょう。
集合注射の日程は広報えべつ6月号でお知らせします。
対象：生後91日以上の犬
料金：3,240円（注射済票交付手数料550円を含む）

⚠ 市外の動物病院で 予防注射を受けた場合

注射済票は動物病院で発行されません。別途交付手続きが必要です。
交付場所：市民生活課（市役所本庁舎西棟2階）、市内動物病院
必要なもの：予防注射を受けた証明書、交付手数料550円



放浪犬は捕獲します

市内で放れている犬は保護します。外で犬を飼っている方は、首輪や繋いでいる鎖などを点検し、逃げ出さないようにしましょう。また首輪には鑑札や名札をつけるようにしてください。愛犬が迷子になってしまったときは、市民生活課（☎ 381-1094）江別保健所（☎ 383-2111）江別警察署（☎ 382-0110）へ連絡を。

飼い主の責務

飼い主はペットの本能や習性を理解し、適正に飼養することにより健康や安全を守ることや、ペットが他人の生命や身体、財産などを侵害したり迷惑を及ぼすことの無いように努めなければならぬとされています。

（北海道動物の愛護及び管理に関する条例より）



▲環境省が作成したペットの飼い方に関する冊子。WEB版は上のQRコードから